

平成28年度 第12回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第12回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年3月24日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 19 峯本 弥生		
出席者 総 数	出席委員 19名 欠席委員 2名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	4 西中 克弘 5 前田 榮子		
提出議題	議事 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第47号 非農地証明の申請について 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について 議案第49号 農業振興地域整備計画の変更について 協議事項 平成29年度農業委員会開催予定表及び農地許可申請書提出受付期限について		

平成28年度第12回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第12回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。
 それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 どなたもごくろうでございます。28年度最後の農業委員会ということで、ほとんどの方が出席していただきましたけれども、本日提案いたしました案件につきましては、少ないですが、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたいと思っております。何分よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第12回農業委員会の議事録署名者につきましては、4番の西中委員と、5番の前田委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名します。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 3月1日の農業会議総会にて、森本会長と西中委員さんが表彰を受けられましたので報告します。以上です。

議長 私の方からも報告します、3月1日に江田島市産業企画課が中心となっていて行っている江田島市農業振興ビジョン検討委員会がございまして、江田島市の農業振興計画を充実するというところで、そうした計画に参加をいたしました。また、この3月21日には、農業会議の総会がございまして、29年度の予算の承認の議決をしたところでございます。以上でございます。

4 議 事

議長 それでは、日程第4の議事に入りたいと思っておりますが、議案第45号の農地法第3条の規定によります許可申請についてですが、まず、事務局から説明をお願いします。

事務局長

13 ページをご覧ください。番号 1 と番号 2 を合わせて説明いたします。

番号 1。譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町岡大王_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、290 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、528 m²。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、120 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「住居に隣接しており、農業を始めるのに利便性が高いため譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号 2。貸人■ ■ ■ ■。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、861 m²。地番、〇〇番の一部。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、757 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「市外から転入してきたが、時間的に余裕があるので、農作業に従事するため、借り受ける」ということでした。使用貸借期間は 10 年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長

はい、ただいま、事務局長の方から 1 番と 2 番を一括上程した訳でございますが、この件は、▲▲さんが新規に農業者になられるということで、下限面積の要件のために、▲▲さんがそれぞれから農地を譲り受け、借りられるという訳でございます。

それでは、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

菊元委員

沖美町の菊元です。この譲渡人の●●さんは、私と同級生になります。現在は、広島市に住んでおられるため、江田島に農地を沢山持っていますが、なかなか耕作ができないということでありました。そして、譲受人の▲▲さんについては、一昨日お会いしに行ったところ、家をリフォームして住める状態にしておられました。農地は家と隣接している場所ですし、申請どおり間違いございませんのでよろしくお願いいたします。また、2 番の貸人の■ ■ ■ ■さんですが、今現在、▲▲さんの家のリフォームを担当して直しておられます。■ ■ ■ ■さんとは会うことができず奥さんと会いお話ししました、申請どおり貸すということでしたので、申請どおり間違いのないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

はい、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

それでは、ないようでございますので、この 1 番と 2 番の一括上程した案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第 45 号の農地法 3 条の審議を終わりました、続きまして、議案第 46 号の農地法第 5 条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは 9 ページをご覧ください。

番号 1、貸人●●●●。住所、大柿町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町柿浦_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、221 ㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 856 枚、発電量 180 キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

ご審議をお願いします。以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

小松委員 大柿町の小松です。今回の議案を見て、農地の面積が小さいのに、856 枚のパネルが入るのかと思われる方もいらっしゃるかと思います。しかし、貸人の●●さんと話をしたところ、これは設置場所の一部が農地であるということで、パネル自体はこの農地を転用した地番を含めた、もっと大きい土地を使って設置をされるということでした。申請どおり間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次の説明をお願いします。

事務局長 番号 2、貸人●●●●。住所、能美町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、718 ㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 200 枚、発電量 52 キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、この 2 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前城委員 能美町の前城です。貸人の●●さんと、借人の▲▲さんに確認したところ、この申請に間違いがないということでしたので、審議の程よろしくをお願いします。

議長 本件について、他に、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この 2 番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第 46 号の農地法 5 条の審議を終わりました、続きまして、議案第 47 号の非農地証明の申請に移りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、15 ページをご覧ください。番号 1 と 2 を続けて説明させていただきます。

番号 1。申請人住所、広島市_____。氏名●●●●。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積 593 m²。

申請理由は、「平成 3 年の台風 19 号以降は耕作しておらず、現在は雑木林になっている」ということだそうで、地目変更のため申請するものです。

2 月 24 日に、森本会長以下農業委員 4 名と、事務局 2 名で現地確認を行いました。

続きまして、番号 2。申請人住所、広島市_____。氏名▲▲▲▲。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、2,765 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、28 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、529 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、200 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、74 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、155 m²。

申請理由は、「平成 3 年に母親が死亡したときに当該地を相続したが、昭和 30 年頃から農地として利用しておらず、土地の経緯は全く分からない。現在は、立入不能なほど荒廃した竹林になっている」ということだそうで、地目変更のため申請するものです。

3 月 10 日に、森本会長以下農業委員 4 名と、事務局 1 名で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長

はい、この1番と2番の非農地証明につきましては、能美町地区の農業委員さんが、2月24日と3月10日にそれぞれ現地確認をしたところで、申請どおり受理して証明するべきだという結論に達した訳でございますが、この案件につきましては総会で審議をするということで決定になっておりますので、上程をさせて頂いたところでございますが、この2件の案件につきまして、それぞれ申請どおり受理してよいでしょうか。

委員

異議なしの声あり。

議長

それでは、この2件の非農地証明を農業委員会として受理して、そのとおり事務をさせて頂きます。以上で非農地証明の申請審議を終了いたします。

では続きまして、議案第48号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、23ページをご覧ください。番号11までありますが、実質は2つの案件ですので続けてご説明させていただきます。なお、番号1から番号5は同一人同士、6番から11番で同一人同士ですので説明いたします。

利用権を設定する農用地、大字、大柿町大原_____。現況地目、田。面積、1,035 m²。利用権を設定する農用地、大字、大柿町大原_____。現況地目、田。面積、1,407 m²。利用権を設定する農用地、大字、大柿町大原_____。現況地目、田。面積、1,023 m²。利用権を設定する農用地、大字、大柿町大原_____。現況地目、田。面積、1,138 m²。利用権を設定する農用地、大字、大柿町大原_____。現況地目、田。面積、1,966 m²

利用権を設定する者。住所・氏名、広島市_____。●●●●。権利の種類、賃貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、水田。始期、平成29年4月1日。終期、平成49年12月31日。期間は20年9か月です。新規の案件です。

続いて番号6から番号11を説明します。

利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、278 m²。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、307 m²。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、334 m²。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、420 m²。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、畑。面積、651 m²。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、畑。面積、341 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町畑_____。■■■■。権利の種類、使用貸借。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町是長_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成29年4月1日。終期、平成33年12月31日。期間は4年9か月です。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、1番から5番、また、6番から11番につきましては新規でございますし、この案件について、関係農業委員さん意見を伺いたいと思います。

議長 まず、1番から5番までで、大柿町大原ですが、大柿町の農業委員さんどなたかお願いします。

小松委員 はい、大柿町の小松です。急きよ、峯本委員さんが欠席ということで、私があらためてお話しします。この1番から5番までの土地は木が多く生えていたのですが、これも全て伐採して、掘り起こし、耕せば田んぼや畑になるという状況にあります。良いと思いますので、よろしくお願いします。

議長 では、続けて、6番から11番の沖美町畑の関係を、関係農業委員さんお願いできますか。

菊元委員 はい、沖美町の菊元です。先般、連絡をしました。▲▲さんはオリーブを振興する部署に勤めておられる方で、間違いがないということでございますのでひとつよろしくお願いします。

議長 はい、この2件の案件で、ご意見、ご質問ございますか。

中田委員 はい、1番から5番の中間管理機構の件は、もう誰か借り手が決まっているんですか。

事務局長 はい、◆◆◆◆がオリーブ畑にするために借受するというふうに聞いております。

議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この1番から5番、6番から11番の案件につきまして、農業委員会としては妥当だということで、市長部局あてに答申をするということで良いですね。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのように事務処理をさせていただきます。
それでは、議案第49号の農業振興地域整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 お手元に配布しております、農業振興地域整備計画変更申出一覧の方も、議案と合わせてご覧ください。

番号 1。土地所有者●●●●。所有者住所、大柿町_____。所在地、大柿町深江_____。地番〇〇番地〇。地目、登記及び現況ともに畑。面積、290 m² 除外面積 290 m²。除外理由は墓地建立です。

番号 2、土地所有者▲▲▲▲。所有者住所、広島市_____。所在地、大柿町小古江_____。地番、〇〇番。地目、登記、田。現況、畑。面積 1,233 m² 除外面積、1,233 m²。除外理由は太陽光発電設備設置です。

以上で説明を終わります。

議長 農振の除外の申請がこの 2 件出ておりますが、それぞれ、農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが、1 番の大柿町深江の件について、関係農業委員さんの意見はございますか。

胡子委員 はい、大柿町の胡子です。この土地は、私も通っている時に、今まで申請が出ていなかったのかと思っていた土地でありました。ここに墓があります。以上です。

議長 はい、2 番の大柿町小古江の件について、お願いします。

濱田委員 はい、大柿町の濱田です。この場所は、小古江の医院から少し登ったところにあります。現況は畑に草が生えておりまして、休耕という判定であります。それで、この隣接地にも太陽光発電を設置しておりますので、この場所にも設置しても別段支障は起きないものでないかと思われま。

議長 はい、ありがとうございます。この除外を終えた後には、農地法の 4 条か若しくは 5 条で申請が出てくるものと思いますが、農振法に基づきますこの 2 件の除外申請につきましては、申請どおり許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 はい、それでは無いようでございますので、1 番と 2 番の案件については、異議なしで処理をさせていただきます。以上で審議事項は終わります。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第 5 の協議事項に入りたいと思いますが、事務局長から何かありますか。

事務局長 ・平成 29 年度農業委員会開催予定表及び農地許可申請書提出受付期限について

議長 では、閉会といたします。ご苦勞でございました。

